

山 愛西
水土里ネット

VOL. 74

令和6年4月15日

みどり 愛西
水土里ネット
(愛西土地改良区)



令和6年度 揚水機場送水開始
節水の取組み強化をお願いいたします

〒521-1147 滋賀県彦根市薩摩町337番地 TEL 0749-43-2261 (代) FAX 0749-43-2079
E-mail/aisei@midorinet-aisei.jp URL/http://midorinet-aisei.jp



理事長
黒澤茂樹

発刊にあたって

水稲や野菜の作付けを目前に控え、組合員の皆様には益々ご健勝のこととお察し申し上げます。平素は、愛西土地改良区の事業運営に対しまして、ご理解とご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

私たちの日常生活もようやく新型コロナウイルス感染症の発生前の状況に近づき、活気を取り戻しつつあります。

当改良区としましては昨年8月には3年ぶりに運営委員会を開催し、担い手、農事改良組合長、土地持ち非農家等いろいろな立場から土地改良区の維持や運営の方向性などご協議をいただきました。

また、昨年度は当改良区の賦課金徴収の方法を個別徴収に変更させていただきました。皆様のご協力により順調に徴収事務を行っているところです。しかしながら一方で、過年度分も含め未収金も徐々にではありますが増加の傾向となっています。この未収金削減に向けた対策を進め公平な負担を確保するため、昨年10月に当改良区理事を構成員とする愛西土地改良区未収賦課金対策委員会を設置いたしました。今後、先進的な取り組み等を参考に滞納処分を視野に入れ未収金徴収の強化を進めてまいります。

「第67回通常総代会」を去る3月19日に開催し、令和6年度事業計画や収支予算など13議案全て提案通りのご

承認をいただきました。本年度の主なハード事業として、継続事業である南三ツ谷地区における県営経営体育成基盤整備事業（用排水路工、暗渠排水整備）、愛西地区における県営かんがい排水事業（大川幹線排水路更新整備）に取り組んでまいります。またソフト事業として農業経営高度化支援事業や農業水利施設保全合理化事業に取り組む予定としております。

さらに、当改良区の有する農業水利施設は、それぞれ整備後相当の期間が経過しており、どのようにして経済的に収益性を上げ、コスト低下を図りながら最適な形で各施設を保っていくかが大きな課題となっています。この課題解決に向け、県や市の担当課、滋賀県土地改良事業団体連合会と共に技術検討会を開催し、農業水利施設の機能保全計画策定や見直し、今後10年間の実施計画としての中長期計画策定や見直しを進めてまいります。

最後に、今年の夏も昨年と同様厳しい暑さが予想されるとの新聞報道がありました。当改良区としても送水計画に基づき対応してまいります。但し、用水量の増加は使用電力に影響し、電気料金増高につながります。皆様の適切な水管理をお願いいたします。また、農業を取り巻く環境は異常気象の頻発や海外の軍事紛争など従前とは比べようもなく多様化しています。今後もこの稲枝の地域において安心して農業が継続でき、日本の食糧安全保障確保に少しでも貢献できるよう、役員・職員が一丸となって努力をしてまいります。引き続き皆様のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

第67回通常総代会開催

令和6年3月19日（火）愛西土地改良区本館会議室におきまして、第67回通常総代会が開催されました。湖東農業農村振興事務所長代理 次長 西村誠様、彦根市長代理産業部長 稲野善行様のご臨席をいただき、議長に上村健次氏（第1選挙区・稲枝町）が選任され議案の審議に入りました。提案された議案の主な内容は



総代会の様子

次の通りです。

〈令和5年度関係〉

- ・事業計画変更、一般会計第2回補正収支予算、発電事業特別会計第1回補正収支予算、長期借入金の借入の変更議決について、監査報告

〈令和6年度関係〉

- ・事業計画、一般会計・特別会計収支予算、長期借入金、一時借入金、役員報酬、賦課金の徴収の時期及び方法、金銭預入先金融機関、地区除外決済金賦課及び徴収方法の議決について

以上 書面による議決も含め、全て原案どおり議決されました。



上村 健次氏（稲枝町）

令和5年度一般会計第2回補正収支予算

(単位：千円)

収 入					支 出				
科目(款)	既決額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容	科目(款)	既決額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容
土地改良事業収入	114,172	113,561	△ 611	事業計画変更	土地改良事業費支出	139,550	129,490	△ 10,060	事業計画変更
附帯事業収入	3,735	3,735	0		附帯事業費支出	500	500	0	
基本財産運用収入	10	10	0		一般管理費支出	39,007	38,965	△ 42	
特定資産運用収入	1,589	1,589	0		土地改良事業負担金支出	26,250	35,519	9,269	事業計画変更
補助金等収入	64,606	55,268	△ 9,338	事業計画変更	支払利息	286	286	0	
交付金収入	2,000	2,000	0		固定資産取得支出	3,500	3,500	0	
雑収入	6,235	6,735	500	抛返還金	基本財産積立支出	10	10	0	
借入金収入	26,250	35,519	9,269	事業計画変更	特定資産積立支出	30,223	27,723	△ 2,500	
基本財産取崩収入	10	10	0		雑支出	520	520	0	
特定資産取崩収入	17,510	14,010	△ 3,500		繰越金支出	10,000	10,000	0	
固定資産売却収入	200	200	0		予備費	10,000	10,000	0	
他会計繰入金	2,995	3,342	347						
繰越金	20,534	20,534	0						
収入合計	259,846	256,513	△ 3,333		支出合計	259,846	256,513	△ 3,333	

令和5年度発電事業特別会計第1回補正収支予算

(単位：千円)

収 入					支 出				
科目(款)	既決額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容	科目(款)	既決額	補正予算額	増・減(△)	主な増減内容
発電事業収入	5,600	5,600	0		発電事業費	1,850	1,580	△ 270	
特定資産運用収入	4	4	0		特定資産積立支出	1,800	1,800	0	
雑収入	1,001	1,001	0		他会計繰出額	2,995	3,342	347	
特定資産取崩収入	40	40	0		繰越金支出	100	100	0	
繰越金	2,000	1,877	△ 123		予備費	1,900	1,700	△ 200	
収入合計	8,645	8,522	△ 123		支出合計	8,645	8,522	△ 123	

令和6年度収支予算

一般会計

(単位：千円)

収 入		支 出	
科目(款)	予算額	科目(款)	予算額
土地改良事業収入	109,735	土地改良事業費支出	155,209
附帯事業収入	3,735	附帯事業費支出	500
基本財産運用収入	10	一般管理費支出	37,569
特定資産運用収入	2,173	土地改良事業負担金支出	27,500
補助金等収入	65,734	支払利息	561
交付金収入	2,000	固定資産取得支出	1,000
雑収入	5,300	基本財産積立支出	10
借入金収入	27,500	特定資産積立支出	22,253
基本財産取崩収入	10	雑支出	20
特定資産取崩収入	24,810	繰越金支出	10,000
固定資産売却収入	300	予備費	10,000
他会計繰入金	3,315		
繰越金	20,000		
収入合計	264,622	支出合計	264,622

発電事業特別会計

(単位：千円)

収 入		支 出	
科目(款)	予算額	科目(款)	予算額
発電事業収入	5,600	発電事業費	2,700
特定資産運用収入	4	特定資産積立支出	1,800
雑収入	1,001	他会計繰出額	3,315
特定資産取崩収入	1,210	繰越金支出	300
繰越金	2,000	予備費	1,700
収入合計	9,815	支出合計	9,815

監査結果報告



令和6年2月2日に、令和5年度運営及び下期会計監査を執行したところ、書類は適正に整備され、かつ正確に処理されていたことを報告いたします。

令和6年3月19日
総括監事 安居 勉

令和6年度事業計画

事業名	事業内容
県営経営体育成基盤整備事業(一般型) 南三ツ谷地区	排水路工、用水路工、暗渠排水工
県営かんがい排水事業(基幹水利施設保全型) 愛西西地区	測量業務、実施設計業務、排水路工
農業水利施設保全合理化事業 薩摩地区	事業計画策定
農業水利施設保全合理化事業 愛西地区	愛西揚水機場事業計画策定
農地耕作条件改善事業 愛西2地区	区画拡大工、暗渠排水工
団体営かんがい排水事業(基幹水利施設保全型) 愛西地区	愛西揚水施設整備工
水利施設管理強化事業 愛西地区	管理強化支援
農業経営高度化支援事業(調査・調整) 南三ツ谷地区	推進活動
21世紀土地改良区創造運動事業	推進活動
小規模土地改良事業(施設整備補修)	土地改良施設補修工
ミニ維持管理適正化事業(緊急整備補修)	土地改良施設補修工
市単独土地改良事業(施設整備補修)	土地改良施設補修工
施設損傷復旧事業	土地改良施設補修工
単独土地改良事業(施設整備補修)	土地改良施設補修工

◎交通事故による施設損傷について

地元からの農業用施設損傷の通報で現場確認した際、交通事故による損傷と判明した事例があります。警察へ問い合わせても、事故後、日数が経過していると事故の特定や当該事故の原因が断言できないとのことです。事故証明書に記載がないものについては、事故の当事者側で修理されない場合がありますので、事故を見かけられた際は、付近の農業用施設(用水施設、排水路等)に損傷や異常がないかの確認をお願いします。また、地元自治会役員さんには事故発生時、警察より施設所有者等の確認連絡が入りますので、その際には、周囲に損傷がないか等の現地確認と愛西土地改良区への通報を併せてお願いします。



耕作者間での取水時間分散をお願いします

令和6年度の愛西揚水機場の送水は4月19日から9月30日まで行います。

送水量には限りがあり、夏場の取水が集中する時間帯に同一分水工エリア内で一斉取水されますと、水圧が低下し、用水不足が発生します。耕作者間で取水時間の分散を図り、用水不足解消にご協力をお願いします。

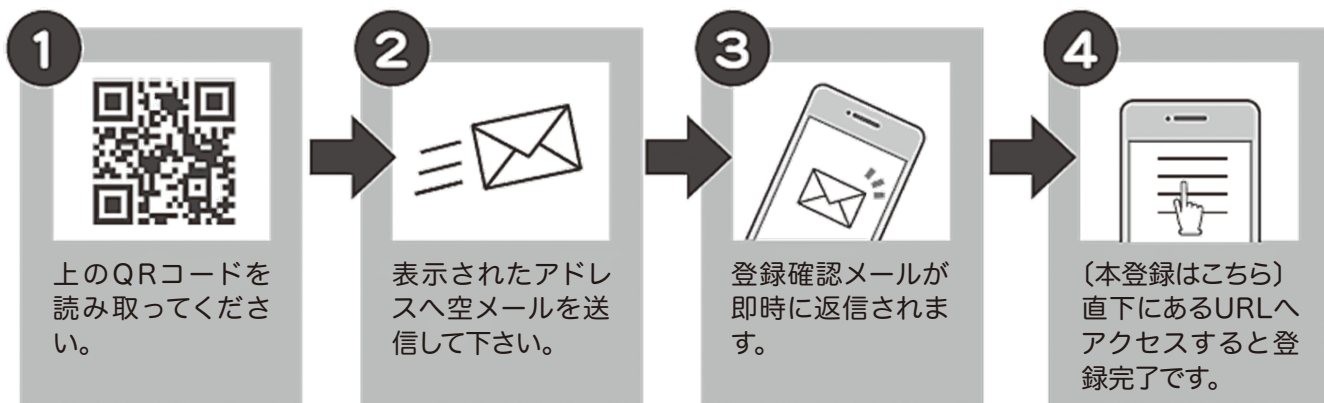
運転計画表の裏面記載の分水工毎の送水エリアマップをご確認ください。

令和5年度の使用電力量は、前年度比で101%でした。再エネ賦課金減免認定を受けることができましたが、電気料金は燃料費の高騰もあり、前年度比で103%、総額3,048万円（前年度より92万円増額）となりました。令和6年度は、電気料金が新料金単価となり、予測が難しくなっております。さらなる電気料金の増額が見込まれますので、徹底した水管理が必要となります。

賦課金単価の増額とならないよう、耕作者一人ひとり、より一層の水管理強化への取り組みをお願いします。

※送水計画変更は送水情報メールにてお知らせしますので、必ず登録をお願いします。

〔送水情報メール登録方法〕



※QRコードが読み取れない場合は、「aisei-yousui@39mail.com」へ空メールを送信してください。
受信されない場合は、別途メール受信の設定を変更する必要があります。

スマートフォンを利用している方は、受信専用アプリもございますので、ご活用ください。

〔39メール受信専用アプリ〕

アプリストアから「無料ダウンロード」



Android



iphone

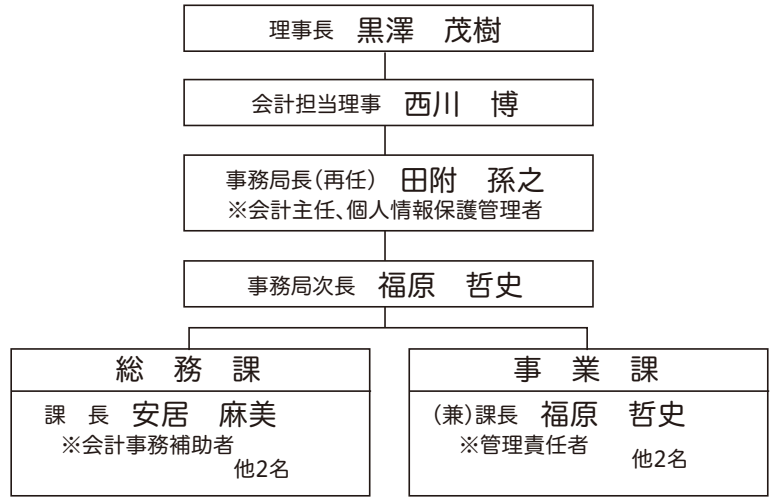
【アプリ設定方法】

左側のQRコードよりアプリをインストールし、アプリ内で上記の手順により登録を行います。

「登録グループ」に「愛西揚水送水情報」が表示されれば、登録完了です。

愛西土地改良区事務局機構図

令和6年4月1日現在



職員採用情報

下記のとおり職員採用試験を予定しております。

- ・採用試験日・・・令和6年秋以降
- ・採用日・・・令和7年4月1日予定
- ・採用人数・・・1名

募集要項については、決定次第HP・ハローワーク等に掲載する予定です。

事務局からのお願い

土地改良区への届出について

次のようなときは、手続きが必要ですので土地改良区にお問合せください。
必要書類をご案内いたします。

(ホームページ <http://midorinet-aisei.jp/> から届出の様式をダウンロードできます。)
地元の役員さんにもご連絡をお願いいたします。

- ★所有者に変更(相続、贈与、売買等)があったとき
- ★住所・電話番号に変更があったとき
- ★耕作者が変更になるとき
- ★土地改良区の施設を使用するとき
 - 改良区が管理する施設(道路・用水路敷)を使用するときは、改良区の許可が必要です。
- ★農地を農地以外(宅地、駐車場等)に変更するとき
 - 公共事業用地(道路・公園等)に売る・寄付する場合も手続きが必要です。
- ★田から畑に変更するとき

決済金の納付が必要です。

農地の権利設定(貸借契約)について

- 貸付け、借受けしている農地で、権利設定(農地の貸借契約)をされていない場合は所有者と耕作者でご相談のうえ、必要に応じて関係機関にて権利設定の手続きをしてください。
- 権利設定がされていない農地は所有者の自作地扱いとなり、賦課金がすべて所有者負担となります。
- 権利設定には契約期間が定められています。期間満了となりましたら更新等の手続きをお願いします。(ほとんどの場合で自動更新はされません。)

賦課金についてお知らせ

- ◆令和6年より、賦課金の口座引落が不能となった方、または賦課金の振込用紙を紛失された方については、振込用紙を発行する際に手数料を申し受けますのでご了承ください。

理事長		事務局長		係	合議

愛西土地改良区	
受付第	号
年	月 日

組合員資格得喪通知書・准組合員加入申込書・賦課金等分担申出書

令和 年 月 日

愛西土地改良区理事長様

現（准）組合員 住所 〒 ー

氏名 _____ (印)

新（准）組合員 住所 〒 ー

ふりがな _____

氏名 _____ (印)

生年月日 T・S・H・西暦 年 月 日

電話番号 ー ー

*は該当するものに○をしてください 性別 * 男 ・ 女 現（准）組合員との続柄 (売買以外) _____

1. (所有者・耕作者)* が変更になりますので、次の(イ)対象となる土地について次頁の(ロ)資格の通り、組合員の通知または准組合員の加入申込をします。

(イ) 対象となる土地

町名	字名	地番	地目	登記簿地積㎡	耕作者(※①)	(貸付地・借入地の場合のみ) 権利設定の方法／権利*
			用途	(分耕地積)	登記名義人(所有者)	
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()
				()		機構・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権・使用貸借・()

(※①)貸付している土地、借入している土地で権利設定をされていない場合は、所有者の自作地扱いとなります。

変更の原因及びその時期（その他の場合は（ ）に原因を記入してください）

原因 * 相続 (相続登記済) 相続人代表者決定 (相続未登記) 共有名義 代表者決定 売買・贈与 其他 ()

時期 年 月 日

変更後の賦課金交替・分担開始時期

令和 年 4月 1日

次頁もご確認ください (1/2)

(口) 資格

- ・(イ)の対象となる土地が全て貸付地である所有者(登記名義人、もしくは相続人代表者、共有名義代表者。以下同様)で、他に組合員資格を有する土地のない者は准組合員。他に組合員資格を有する土地のある者は組合員。
- ・(イ)の対象となる土地の内に自作地を有する所有者、または借入地のある耕作者は組合員。

2. 組合員の通知または准組合員の加入申込をするにあたり、私は、自らまたは第三者を利用して次の行為(準ずる行為を含む)を行わないことについて確約します。

- ・この土地改良区の事業を妨げる行為。
- ・法令、法令に基づいてする行政庁の処分またはこの土地改良区の定款もしくは規約に違反し、その他故意または重大な過失によりこの土地改良区の信用を失わせるような行為。
- ・暴力的な要求行為。
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為。

3. (1.の(イ)対象となる土地の内に借入地のある組合員のみ)

私は、私が組合員の資格を有する借入地にかかる賦課金等について、当該土地の准組合員、または当該土地の所有権を有する組合員から、4の記載にある分担方法及び分担開始時期の申出がある場合は、その申出の通り賦課金等を分担することに同意します。

4. (1.の(イ)対象となる土地の内に貸付地のある組合員または准組合員のみ)

私は、私が所有権を有する貸付地にかかる賦課金等について、定款第36条(准組合員による申出)、または定款第39条(組合員間による申出)の規定により、毎年開催の総代会において議決された分担区分を以て、当該土地の所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員と分担することを申出します。分担開始時期は前頁に記載の通りとします。

記入例

切り取り線

組合員資格得喪通知書・准組合員加入申込書・賦課金等分担申出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

愛西土地改良区理事長様

現(准)組合員 住所 〒 521 - 1147
彦根市薩摩町337番地

氏名 愛西 一郎 ①

新(准)組合員 住所 〒 521 - 1147
彦根市薩摩町337番地

ふりがな あいせいたろう

氏名 愛西 太郎 ②

生年月日 T(S)・H・西暦 ○○年 ○○月 ○○日

電話番号 0749 - 43 - 2261

*は該当するもの○をしてください 性別 * 男 ○ 女 現(准)組合員との続柄(売買以外) 子

1. (所有者・耕作者)*が変更になりますので、次の(イ)対象となる土地について次頁の(口)資格の通り、組合員の通知または准組合員の加入申込をします。

町名	字名	地番	地目 用途 (分耕地積)	登記簿地積㎡	耕作者(※①) 登記名義人(所有者)	(貸付地・借入地の場合のみ) 権利設定の方法/権利*
薩摩	津雲	337-1	田 ()	3,000	彦根 肇 愛西 太郎	機耕・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権(使用貸借) ○
薩摩	津雲	338-1	田 ()	3,000	愛西 太郎	機耕・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権(使用貸借) ○
薩摩	津雲	339の内	田 (1,000)	2,000	土地 次郎 愛西 太郎	機耕・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権(使用貸借) ○
薩摩	津雲	339の内	田 (1,000)	2,000	愛西 太郎	機耕・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権(使用貸借) ○
			(4)		(5)	機耕・強化法・農地法3条・JA委託 賃借権(使用貸借) ○

(※①)貸付している土地、借入している土地で権利設定をされていない場合は、所有者の自作地扱いとなります。

変更の原因及びその時期(その他の場合は()に原因を記入してください)

原因 * 相続 (相続登記済) 相続人代表者決定 共有名義 売買・贈与 其他 (相続未登記) 代表者決定 ()

時期 ○○年 ○○月 ○○日 ⑦

変更後の賦課金交替・分担開始時期

令和 6 年 4 月 1 日 ⑧

次頁もご確認ください (1/2)

①現(准)組合員が亡くなっている場合、押印は不要です。

②登記名義人または耕作名義人が(准)組合員になります。登記名義人が亡くなり、相続登記をしておられない場合は、相続予定の方がご記入ください。共有名義の場合は代表者の方がご記入ください。

③該当するもの全てに○をしてください。

④()内は、1つの土地を複数人で耕作される場合にそれぞれの分耕地積をご記入ください。

⑤上段は耕作者、下段は変更後の登記名義人(所有者)をご記入ください。

⑥貸付・借入されている場合のみ、権利設定の方法(上段)と権利(下段)に○をしてください。

⑦変更される日(相続の場合はお亡くなりになった日)をご記入ください。

⑧新(准)組合員が賦課金の納付を開始する時期をご記入ください。

令和6年度賦課金の徴収金額（単価）と徴収月について

愛西土地改良区

令和6年3月19日開催の第67回通常総代会において、令和6年度の賦課金の額及び徴収の時期が次のとおり議決されましたので、期限までに納付していただきますようよろしくお願いいたします。

令和6年4月1日現在土地原簿登録の所有、耕作面積割

徴収時期	賦課金の名称	賦課コード	賦課対象	徴収金額 1,000㎡あたり	賦課金の使途／備考
第1期 7月	経常費賦課金	110	耕作	2,000円	事務所の運営費及び人件費に充当 ※基本単価3,000円より暫定減額措置
	施設管理費賦課金	220	所有	500円	愛西全域を受益とする事業 (排水路・農道の管理、補修工事)
	愛西揚水更新事業費賦課金	230	所有	1,000円	愛西揚水施設の大規模修理・更新にかかる事業費
	曾根沼揚排水更新事業費賦課金 < 上石寺地区 >	240	所有	1,000円	曾根沼揚排水施設の維持管理適正化 事業地元負担金
	曾根沼揚排水更新事業費賦課金 < 下石寺地区 >	241	所有	500円	
		下石寺へ 一括徴収	500円		
第2期 9月	愛西揚水維持管理費賦課金	131	耕作	3,300円	愛西揚水区域にかかる電気代・人件費等に充当 ※基本単価3,500円より暫定減額措置
	曾根沼揚水維持管理費賦課金	140	耕作	4,000円	曾根沼揚・排水区域にかかる電気代・ 人件費等に充当
	曾根沼排水維持管理費賦課金	143	耕作	400円	

賦課金の納期内完納にご協力ください。

- ☑ 賦課金徴収のご案内は徴収月に送付いたします。（年一括納付の方は9月に送付いたします。）
- ☑ 口座振替納付の方は、案内に記載の振替日前日までにお口座の残高をご確認ください。
- ☑ 振込納付の方は賦課金通知書、および振込用紙を同封いたしますので、案内に記載のとおりお振込みください。
- ☑ 休耕田・転作田にも地区内の農地である限り賦課金がかかります。
- ☑ 賦課金の口座引落が不能となった方、または賦課金の振込用紙を紛失された方については、振込用紙を発行する際に手数料を申し受けますのでご了承ください。

お問い合わせ先



水と里ネット

愛西

愛西土地改良区

TEL : 0749-43-2261 (代)

FAX : 0749-43-2079

E-MAIL : aisei@midorinet-aisei.jp